

## (7) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成24年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成28年度以降においても、各自治体におかれては、新制度に基づく自立相談支援事業等を中心に、「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」なども組み合わせつつ、引き続き孤立死防止対策の推進をお願いしたい。

## (8) 社会福祉協議会について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

さらに、新制度の実施に当たっては、各事業の担い手として、既存の地域ネットワークを活かした包括的な支援体制の構築に寄与することが期待される。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や新制度に基づく各事業の実施等について一層の推進をお願いしたい。

また、昨年、茨城県、栃木県を中心とした台風18号による記録的な豪雨などの自然災害が発生したが、被災地には、多くの方々が災害ボランティアとして現地に駆けつけ、被災者の方々に対し、様々な支援活動をしていただいた。

災害時には、多くの自治体において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンタ

一を設置し、その運営を担っているが、災害時の対応は、自治体を中心に、社会福祉協議会を含めた関係機関が連携し、役割分担を図った上で行うことが重要である。

各自治体におかれては、災害時におけるボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担など、社会福祉協議会等とも協議し、災害時の対応が円滑なものとなるよう、平時から事前準備に積極的に努められたい。

## (9) 民生委員について

### ア 平成 28 年度における一斉改選について

現任の民生委員については、平成 28 年 12 月 1 日に一斉改選を迎えることとなる。

次期一斉改選に向けては、各自治体において、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
- ・ 定数の見直し、定数条例の改正
- ・ 次期民生委員候補者の推薦事務
- ・ 委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務

等の事務処理が必要となる。

現時点でのスケジュールについては、以下のとおり考えているので、各自治体におかれては、次期一斉改選を円滑に行うため、関係通知を踏まえつつ、事務に遺漏のないよう、万全を期されたい。

なお、東日本大震災による被災地については、避難生活の長期化等の状況にかんがみ、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」

(平成 27 年 10 月 19 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡) を発出しているため、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分に意思疎通を図られたい。

(参考) 平成 28 年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール (案)

業務内容	H28 スケジュール	H25 実績
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省⇒自治体)	7月下旬	10月9日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿 の提出(自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省⇒自治体)	10月上旬	10月中旬
⑤徽章発送 (厚労省⇒自治体)	10月下旬	11月中旬
⑥一斉改選	12月1日	12月1日
⑦改選結果報告 (厚生局⇒厚労省)	12月9日	12月13日
⑧プレスリリース (厚労省)	12月下旬	12月26日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任（一斉改選及び随時）に係る調書等の提出について」（平成 25 年 2 月 27 日雇児育発 0227 第 1 号、社援地発 0227 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

#### イ 新制度の施行に当たって民生委員に期待される役割

平成 27 年度からの新制度の施行に当たって、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）については、自立相談支援事業を中心とする地域の関係機関の一員として、地域にあって相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した生活困窮者の見守りといった支援に、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が新制度の趣旨・内容について十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

#### ウ 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立

場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割が大きくなっている。また、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、生活困窮者自立支援法が可決された際には、民生委員が最大限その役割を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

このような中、民生委員が地域の中核として、その力を十分に発揮できるよう、平成 25 年 10 月に、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置し、平成 26 年 4 月に報告書を取りまとめたところである。

本報告書においては、民生委員活動に対して財政面を含めた国、自治体の積極的な支援や、研修の充実、制度への理解の深化、広報活動の強化などが提言されている。

各自治体におかれては、本報告書の内容も踏まえつつ、今後とも民生委員の活動しやすい環境の整備に向け、一層の取組の推進について特段のご配慮を賜りたい。

#### エ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日事務連絡）を发出しているので、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法律の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法律の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施しているので参考とされたい（資料の一部については、「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」（平成 25 年 12 月 26 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）に添付しているので、参照されたい）。

## オ 民生委員制度創設 100 周年について

平成 29 年度は、民生委員制度の起源である「濟世顧問制度」が発足してから 100 周年、児童委員制度が創設されてから 70 周年の記念すべき年を迎える。現在、全国民生委員児童委員連合会においては、制度発足 100 周年に向け、

- ・ 23 万人の民生委員による全国一斉調査の実施
- ・ 今後の民生委員制度のあり方の検討
- ・ 100 周年記念式典の開催

などの検討が進められている。厚生労働省としては、全国民生委員児童委員連合会等とも連携を図りつつ、これらの取組に対して必要なバックアップを行うこととしている。

各自治体におかれては、今後、地域レベルでも様々な行事、取組が举行されることが想定されるので、積極的なご支援をお願いしたい。

## 2 ひきこもり対策について（地域福祉課）

### （1）新制度に基づく各事業との連携について

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人（以下「本人」という。）が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

新制度に基づく自立相談支援事業では、生活困窮者の相談を包括的に受け止めることとしており、相談者の中にはひきこもりの問題を抱える者も含まれるものである。一方、ひきこもり対策推進事業において相談支援を行う対象者のうち、就労支援などが必要な者については、自立相談支援機関等へつなぐことが望ましいと考えることなどから、今後、本人の状況に応じ、必要な支援を提供できるよう、自立相談支援機関を中心とした支援体制と、ひきこもり地域支援センターとの連携を確保していくことが求められる。

ひきこもりに関する支援においては、新制度におけるこれらの事業を含め、地域における相談支援体制が重層的に機能するよう、各自治体におかれては、管内の行政機関はもとよりあらゆる社会資源と密接な連携、協力を行っていただき、定期的な協

議を行う等、積極的なネットワークの構築をお願いする。

ひきこもりの問題は、一言で言えば人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決出来ないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等、地域力の協力も必要不可欠であると認識している。ついては、ひきこもりという状況に関して、現場での多くの経験を有する当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

## （2）ひきこもり対策推進事業について

厚生労働省では、平成 21 年度から「ひきこもり対策推進事業」を創設し、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市に整備を進めてきている。

センターの設置数は、創設初年度は、全国で 17 か所（17 自治体）であったが、都道府県、指定都市の皆様の当事業に対する理解と協力をいただいた結果、平成 27 年度末では、64 か所（60 自治体（予定含む））となり、約 9 割の都道府県、指定都市に設置されるに至ったことに対し感謝申し上げます。

今後は、センターの設置はもとより、前述のとおり、新制度の施行により、基礎自治体において相談体制等が整備され、センターとの連携が求められることから、センターの組織としての専門性の向上を図る等、ひきこもり対策のより一層の取り組みをお願いする。

また、ひきこもりの相談については、これまでセンターを中心に対応してきたが、平成 25 年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を新たに行うこととした。前述のとおり、基礎自治体において、平成 27 年度から新制度が施行され、相談体制等が整備されることも視野に入れ、各自治体におかれては、より一層サポーター養成研修事業及びサポーター派遣事業に取り組んでいただけるようお願いする。

さらに、当事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

### 3 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要があるが釈放後の行き場のない人等に対する支援事業として、平成 21 年度に「地域生活定着支援事業（※現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、既存の福祉的支援を受けられるよう取り組んでいただいている。

本事業の取組み状況については、同センターが整備され全国調整が可能となった平成 24～26 年度を見ると、各都道府県の取扱件数に最大で 5 倍を超える差異が見られることもあり、平成 28 年度においては、①基本的に平成 27 年度予算と同様の考え方に基づく定額補助を行いつつ、②傾斜配分について、コーディネート及びフォローアップの実績に応じたものとする予定である。

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

#### （参考）平成 28 年度（案）の概要

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施

- ・実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- ・補助率：定額補助（補助基準額の 3 / 4 相当額を基本とする）
- ・補助基準額：2,500万円（業務量に応じた傾斜配分あり）

## 第7 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

### 1 社会福祉施設の防災対策等について

#### （1）社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備に関しては、関係各部局の平成27年度補正予算（案）及び平成28年度予算（案）において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置に必要な財源を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構における、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資についても、平成28年度において引き続き実施する予定である。

#### （参考1）

○平成27年度補正予算（案）（耐震化整備、スプリンクラー整備等）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	60.4億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	29.3億円の内数
○平成28年度予算（案）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	69.5億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	56.6億円の内数
・保育所等整備交付金（保育所等）	534億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	20.7億円の内数

#### （参考2）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率 △0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施



社会福祉施設等の耐震化状況については、平成 26 年 12 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 25 年 10 月時点の耐震化率は 86.3%（16.0 万棟／18.6 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、平成 27 年 1 月に実施した平成 26 年 10 月時点の調査については、現在とりまとめ中であり、年度内に公表予定である。また次回調査については、平成 27 年度末時点について調査する予定であるので、ご協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン 2015（平成 27 年 6 月 16 日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各自治体におかれては、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、未耐震施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1／3、地方公共団体 1／3、民間事業者 1／3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

※ 「国土強靱化アクションプラン 2015」において、社会福祉施設の耐震化率を平成 24 年の 84%から平成 30 年には 95%とすることを指標としている。

## (2) 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付27文施企第19号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発0820第1号等厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第44号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めていただくようお願いする。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局への情報提供を行うほか、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点が十分に盛り込まれた計画の策定を促すなど、適切な対応をお願いする。

## (3) 災害福祉広域支援ネットワークについて

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、災害時要援護者（高齢者、障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう平成24年度から都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しており、平成27年度からは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業により構築に必要な経費の補助を行っているところである。

現在までのところ、こうした事業を活用することにより、35都道府県（平成27年6月現在。自治体独自の取組みを含む。）においてネットワークの構築に着手している状況であるが、依然として未着手の府県があるため、平成28年度も同補助金のメニュー事業により構築に必要な経費の補助を予定しているところである。未着手の府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をは

はじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1／2相当）
- 事業内容：
  - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
  - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
  - ③ ネットワークの普及・啓発
  - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
  - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

(4) 感染症の予防対策について

ア 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月9日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

今般、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載したので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考)

- 厚生労働省ホームページ
  - ・平成 27 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
  - ・インフルエンザの基礎知識  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>
  - ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>
  - ・インフルエンザ Q & A (平成 27 年度)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
  - ・啓発ツール  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>
  - ・高齢者向けリーフレット  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf)
  - ・業務継続計画のガイドライン及び作成例  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>
- 国立感染症研究所ホームページ
  - ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」  
(平成 27 年 12 月 8 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」  
(平成 20 年 7 月 7 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)  
C型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)  
[http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa\\_s.html](http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html)
- ・B型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)  
[http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa\\_s.html](http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html)
- ・集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防のための手引き・ガイドライン  
[http://www.kanen.ncgm.go.jp/forcomedi\\_new\\_20140609.html](http://www.kanen.ncgm.go.jp/forcomedi_new_20140609.html)  
日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン  
高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
- ・「結核院内 (施設内) 感染対策の手引きについて (情報提供)」  
(平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

## 2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### (1) 福祉貸付事業について

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成 28 年度予算（案）においては、社会福祉施設の耐震化整備やスプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ及び貸付金利の引き下げ）の延長等を図ることとしており（詳細は、別表の「平成 28 年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容」のとおり。）、政策上必要とする貸付原資の確保及び融資条件の優遇措置等を行うこととしている。併せて、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、平成 28 年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で本年 3 月に開催される予定（別途機構から通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

#### ア 貸付規模

資金交付額 4, 547 億円（うち福祉貸付 3, 103 億円）

#### イ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。更に今後は、機構から全国の民間金融

機関に対して、協調融資制度の成功事例を広く公表する等、協調融資制度の更なる利用促進を図る取組を進めることとしている。借り手側にとってメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

## (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成 28 年度予算 (案)	2 6 4 億円
・ 給付予定人員	8 0, 3 5 6 人
・ 給付総額	1, 0 5 7 億円

### イ 都道府県補助金等について

退職手当共済は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 27 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 28 年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、社会福祉法等の一部を改正する法律案（継続審議中）の内容や制度の実施状況等を周知するなど、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

## 平成28年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容

分類	事項名		見直し内容
継続	1)	老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長	・ 無利子貸付の優遇措置を平成32年度末まで延長する。
	2)	地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長	・ 無利子貸付の優遇措置を平成32年度末まで延長する。
	3)	社会福祉施設等の耐震化整備に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。
	4)	スプリンクラー整備に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。
	5)	社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。
	6)	アスベスト対策事業に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。